

# 鏡原中学校いじめ防止対策基本方針

## 1 基本的な考え方（基本理念）

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導のあり方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

### 【いじめを許さない学校づくり】

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場にたった親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導のあり方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

## 2 いじめの防止などのための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止などの対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

## (2) 職員会での情報交換及び交通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### 【校内いじめ対策委員会】

校長・教頭・生徒指導主事（主任）・学年主任・養護教諭・教育相談担当・関係教諭  
スクールカウンセラー・その他

〈内容〉

- いじめ防止の全体計画の策定
- いじめ発見のための調査
- 関係機関との連携
- 保護者への対応
- いじめ事案への対応や指導方針等の協議など

## 3 「いじめの未然防止」について

### (1) 教職員

- ① 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ② 人権感覚を磨き、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③ 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④ 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。

教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めて聞いている。

教職員が、生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。

教職員自らの言動が、生徒に与える影響の大きさを強く自覚している。

### (2) 児童生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ② 生徒会など、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。
  - 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
  - 生徒たちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
  - 表情が明るく、にこやかで言葉づかいが適切である。
  - 明るくあいさつを交わす。
  - 生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
  - 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
  - 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。

地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

### (3) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、中学生生き生きサポート相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ② 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

#### ○定期的な相談期間

第1回：5月23（火）～26（金） 【4日間】

第2回：11月24（金）・27（月）・28（火）・29（水） 【4日間】

#### ○Hyper-QU

結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

#### ○毎月の「心のアンケート」

後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

## 4 「早期発見」について

### (1) いじめにかかる情報収集・実態の把握

- ① 教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
- ② 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

#### 【いじめに関する情報収集及び実態把握の方法】

毎月のアンケート・個人面談・日常的な観察・生活点検表（生活日記）・心理テスト等

### (2) 学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠課、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、イス、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。

- 授業中、誤答に対しての皮肉や笑い声が繰り返起こったり、正答に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その生徒の隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机やイスに触ろうとしない。
- 黒板や机などにあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因をたずねると、「自分で転んだ」などと言う。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の生徒の名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が現れる。

### (3) 家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、隠されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭からの物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
- 言葉づかいが荒くなり、親や兄弟、祖父母らに反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。

- 電話に敏感になる。
- 友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

#### (4) 地域からの情報

自治会やPTAなどに対し、いじめの早期発見ポイントなどについて周知し、生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニなどでジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道ばたや公園などで、一人でぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

### 5 「いじめに対する措置」について

#### (1) いじめ被害者への対応

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ② 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③ 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるように努める。
- ④ 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自身を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、生徒の学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子などについて、保護者から情報を得る。
- ⑧ 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聞き、受容した後で、冷静に判断するように促す。
- ⑨ 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

#### 【家庭での対応として】

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
  - 家庭における「子どもの居場所」を確保する。

○不安を除去し、安全の確保に努める。

○「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。

○学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。

○ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。

○自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

## 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）

○死につながるような発信はないか？

○自殺のニュースなどに対し同情する発信はないか？

○眠れない様子はないか？

○死を賛美する言動はないか？

## (2) いじめ加害者への対応

### ① 基本的な姿勢

ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景などについて、共感的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解するように努める。  
→心理的ケアを十分に行う。

1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。

2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたりなど、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。

4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。

5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

### ② 教師の対応

1 いじめを完全にやめさせる。

2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。

3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。

何があったのか？・どんなことから？・いつ頃からか？・どこで？・どんな気持ち？  
どんな方法で？・誰が（命令）したのか？・複数？など。

4 不満・不安などの訴えを十分に聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。

5 相手に与えた苦しみ、痛みについて気づかせる。

6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ、努力させる。

7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる。

8 場合によっては、出席停止などの措置も含め、毅然とした指導を行う。

9 必要な場合は、警察など関係機関と連携し対応する。

**【対応のポイント】**

- ① 「事実はしっかり認めさせる」
- ② 「決して言い逃れはさせない」
- ③ 「きちんと謝罪させる」
- ④ 「それ以上罰しない」
- ⑤ 「今まで以上に関わりを持つ」

③ 保護者への対応

1 保護者の心情を理解する

- 保護者の倫理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安など
- 保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- 子どものよさを認め、親の苦労も十分にねぎらいながら対応する。

2 事実関係は正確に伝える

- 憶測で話をしない。
- 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- 被害者への謝罪、生徒への対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

4 教師と保護者がともに子どもを育てるという姿勢を示す

- 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

**【家庭での支援】**

1 両親が一緒に叱責しない…それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

2 事実を聞き出す…どんな行動をしたのか？その結果どうなったのか？

3 徹底的にいじめを否定する

- 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
- 「いじめられた子は苦しんでいる」
- 「お前の気持ちはわかった、一緒に考えよう」など

4 きちんと謝罪する

- あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者側の思いに沿った形で謝罪を行う。

5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

- 2 インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話などの利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

**【ネット上のいじめの態様】**

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」  
誹謗中傷の書き込み・個人情報の無断掲載・なりすましなど
- 2 SNS での「ネット上のいじめ」  
誹謗中傷する SNS、メール・チェーンメール・なりすましメールなど
- 3 その他（ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込みなど）

② 掲示板などへの誹謗中傷などへの対応

- 1 ネットいじめの発見、生徒・保護者らからの相談
- 2 書き込み内容の確認
  - 当該掲示板などのアドレスの確認と記録
  - 書き込み内容の保存（プリントアウト）
  - ※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影するなど
- 3 掲示板などの管理者に削除依頼
  - 管理者への連絡方法（メール）の確認
  - 利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。
  - ※削除依頼は、学校などの公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報に記載する必要はない。
- 4 掲示板などのプロバイダに削除依頼
  - 管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
  - ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- 1 生徒への対応
  - 被害生徒への対応  
きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。



○加害生徒への対応

加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態への定義

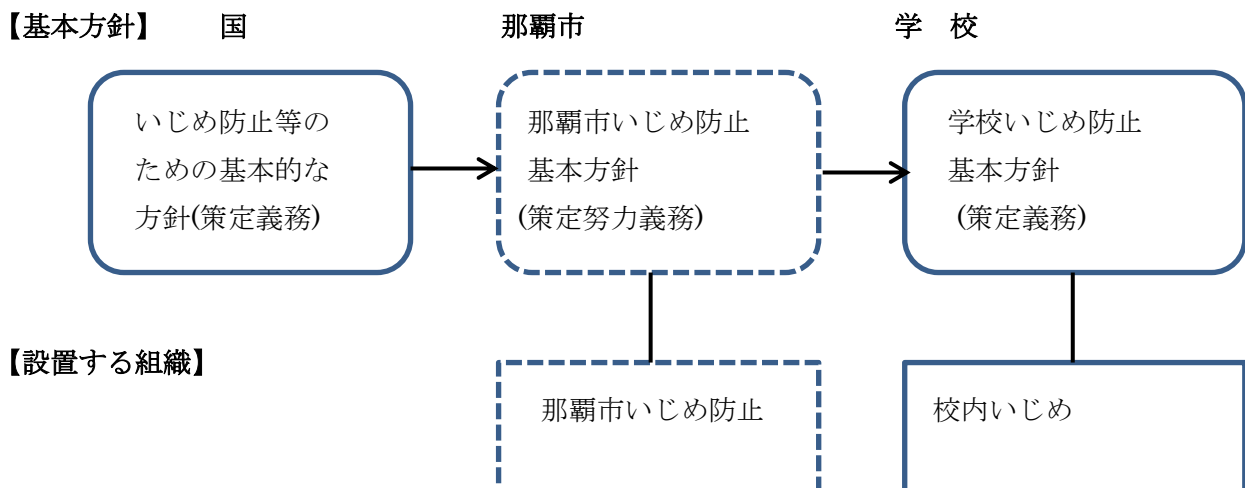
- ① いじめにより児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 学校による調査組織の設置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）



対策連絡会(14条①)

対策委員会(22条)

那覇市いじめ問題  
専門委員会(14条③)

☐ = 法律上任意

(2) 重大事態の調査等 (28条)

